

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府援助（援助調査のための日本政府調査団）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43522">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43522</a>

總理口對才子報告  
記者會見要旨

尙ほ具体的な場合において、援助の効果の面を檢討し、更に琉球政府の財政力をも勘  
案して決定すべきものがあると考えらる。

秘

### 五年計画に対する総合的意見

米民政府及び琉球政府の五年計画は前記の通りであるが、調査団が承達された当時はい  
づれも草案段階にあつた。殊に琉球政府五年計画はその後米民政府計画（案）と調整さ  
れ概ね、米民政府五年計画案の線に統一された由である。  
調査団が帰京後も、米民政府五年計画が確定した旨は伝えられていないから、今日におい  
ても、この計画はもとより草案の段階を出ては未確定要素が多いものである。  
従つて、五年計画に対する総合的意見も確定的なものとして述べる時期でないが次のよう  
な点が指摘される。

① 米政府計画案によれば、計画の最終年度である一九六八年度には一人当り国民所得は  
四九二ドルに達するものとされている。これは同年度の本土における全国平均一人当  
り国民所得推計額四六六ドルを凌駕するばかりでなく、鳥取、岩手、熊本、宮崎及び鹿児島  
五県（昭和三四年度における一人当り国民所得の下位五県）の平均推計額三八二ド  
ル及び四国平均の四七六ドルをも超えるものである。



琉球経済の現状  
報告 生口 要 旨

Sep. 6, 1962

沖繩は天然の資源に乏しく、毎年数回の台風を受ける地理的環境におかれながらも世界で最も高い密度の人口を占めている。そのうえ終戦に際しては、激甚な戦災を蒙ったが近年住民の生活は相対向上している。

一九六一年度の一人当住民所得は二九九ドルであり、消費春物価は二二数年ほど安定している。賃金も上昇し、家計費も次第に充実改善され一九六一年一月には全島平均のエンゲル係数は五二・六となつてゐる。然し産業別所得構成は一次約一八％、二次約一三％、オ三次約六九％でオ三次産業所得が極めて高く、オ二次産業就業人口一人当所得は二一ドルでオ三次産業のそれの約二四％にすぎない状態である。農林漁民は貧しい状態にある。沖繩経済の貿易依存度は戦前から高かつたが一九六一年度に於いては六八・二％の高率である。商品の輸出は二百五十万ドルに対し、輸入一億四千二百万ドルでその差は、米軍の消費、軍用地料、米回援助、日本からの送金等によって埋合されてゐる。輸米岳の大半は砂糖及びパイナップルで、その全部が本土に向けられてい

る。かかる実情からみれば沖繩経済は、米軍基地収入及び日本本土の貿易上の特惠措置に依存したものと云える。

琉球政府及び市町村財政は年々増大してゐるが、現在の規模は、本土に較べて小さい。沖繩は戦災により壊滅状態から回復して来たものであるが、行政上の諸制度、施設、事業等の現状は、本土に比較して相当の遜色を免れない。

一九五四年度以来米軍が沖繩援助として支出した金額は約二億五千万ドルであり、米政府自体の管理費約三千万ドルを差し引けば約二億二千万ドルであつて、援助費の一部は琉球政府、市町村等に交付され、他の一部は米民政府が沖繩に於ける諸事業に自ら使

用してゐる。琉球政府の行政は米民政府の相当な指導と制約を受けてゐる。米民政府は沖繩開発五ヶ年計画草案を検討してゐた。その計画草案の概要は一九六一年度を基準として一九六八年度までの、沖繩住民の一人当所得を約二倍（四九一ドル）にすること、国民総生産を毎年一三・九％伸ばすこと等を主要指標としており、一九六四年度から六八年度までの五年間に一三部門一〇四項目に亘り、約四億

ドルに上る財政支出を計重するものと推測され且つこの計重実施のための資金不足額は一億六千万ドルに達するものとみられる。従つて本案実施のため、米国はブライズ云を改正し改正後の限度額（三千五百万ドル）近くまでの援助を必要とするこゝとなるものと推測される。

(d) キャラウェイ高等弁務官は、政府調査団に対し立案中のこの五年計画に關し日本政府が四五項目について、五年間に約四千万ドル（毎年度平均約三〇億円）の援助を与えざる案を示唆した。

6、米民政府五年計画は草案にすぎないが沖縄の実情等に照して

(a) 一九六八年度に於ける住民一人当りの所得四九二ドル（本土の所得増計画より）はかなり高い目標である。

(b) 計画期間中の毎年度経済成長率一三・九%も相当高い。

(c) 計画期間中の総投資率は三三・七〜三五・一%で相当高率であり、こゝに民間投資の見積りは過大である。

(d) 従来、琉球政府及び市町村の財政規模が小さいことのため行政上の諸制度の施設事業が支えられず、特に甚大な戦災を蒙つた後の復興事業を要する兵等も考慮され、今後の沖縄復興計画における琉球政府（市町村を含む）の財政規模は相当充実したものとすべき必要があり、沖縄の経済力からみて援助増額を要するべきの意見を述べるべきである。

7、今回の政府調査団の調査した範囲では、米政府及び琉球政府が今後左の案に賛成と置く施策を進めることか望ましいと考へられる。

- (a) 技術向上
- (b) 教育
- (c) 社会保障
- (d) 経済開発及び国土保全
- (e) 市町村行政の充実

各省所管別に上記に添う項目を示せば次のとおりである。

(総理府関係)

ノ 各分野において専門的技術 智識 経験を向上させる措置を講ずる必要があること

ク

ニ 政府関係職員に対し全面的な退職年金制度の実施を図ること。

(文部省関係)

ノ 学校施設等の整備を強化すること。

ニ 学校の設備 教材及び経済的教育費を充実すること。

三 教員の資質の向上を図ること。

四 大学及び高等学校の内容の充実を図ること。

五 教育の機会均等を促進すること。

(厚生省関係)

ノ 厚生関係専門家と充実すること。

ニ 厚生関係施設を整備拡充すること。

三 疾病予防対策を強化すること。

四 福祉三法の実施内容の改善を図ること。

五 医療保険の実施を図ること。

(農林省関係)

ノ 成長部門を明確にし、施策の重点化を図ること。

ニ 試験研究機関を整備し、模範農場を更に強化すること。

三 技術者の資質の向上を図ること。

四 土地改良事業等土地基盤整備の推進を図ること。

五 パイロット部落等の設置等により農業生産の振興を図ること。

六 畜産の増進、家畜衛生の強化等畜産振興の施策の充実を図ること。

家事

- 7 農林漁業金融の拡充を図ること。
- 8 沖合及び遠洋漁業振興のため漁港整備等の施策を強化すること。
- 9 産林事業及び保安林整備等森林開発の推進を図ること。
- 10 治山及び耕地護岸に関する施策を強化すること。

(通産省関係)

- 1 技術指導体制を強化すること。
- 2 中小企業金融の強化拡充を図ること。
- 3 工業立地条件の改善を図ること。

(運輸省関係)

- 1 港湾施設の整備を図ること。
- 2 航路標識の整備を図ること。
- 3 運搬船の整備、充実を図ること。
- 4 気象観測所の整備を図ること。

(建設省関係)

- 1 道路施策の重点化を図ること。
  - 2 治山、治水及び海岸護岸を総合的且つ効果的に実施すること。
  - 3 都市計画を促進すること。
  - 4 住宅及び宅地の供給を図ること。
  - 5 土地調査を促進すること。
  - 6 建設行政機構の強化を図ること。
  - 7 公共施設の管理区分を明確にすること。
- (自治省関係)
- 1 市町村行財政を充実すること。

日本の沖縄援助については次の通り考えられる。

(1) 日本の沖縄援助は長期(例えば五年)に亘り具体的援助計画を定めて、それについて日米間の法的取極めを行うことは適切でない。沖縄の現在の法的地位、沖縄に関する日米間の現状等からみて毎年度国内法令と予算の許す範囲のものとして扱うことが適切であり、また年度ごとの援助はできるだけ計画性をもつよう日米琉間で話合うことが望ましい。

(2) 沖縄援助について日米の援助比率を先づ定めるかどうかの問題があるが、日本は沖縄に対して米国の共同施政を行うものではないから、日本援助は援助の重負を定め、それに従って個々の援助分野を選定し、その積上りによって毎年日米琉の合意する援助額を決めることが適切である。  
又、援助分野、項目に関して米国の施政の全責任をもつ現状においては日米が各々の援助分野を截然と区分して、その分野のみに限ってそれぞれの援助をよめるような方式は米国の同意を得ることができると予想される。夫れ日本としては米国外体が施政権者として当然行うべき施政の分野や、米軍の利益に帰するようは分野については援助をよめることは適切でない。

キヤラウ工介高等弁務官の調査団に対する示唆にも先ず援助比率や分野を日米間で截然と区分する意向はみられぬ。

(3) 日本の沖縄援助は、その用途を指定せず一括交付する方式の援助が望ましいとする意見があるが、政府が沖縄に対して行政的な指導監督の権限をもたない現状においては援助の効果を確実にし、然もそれを確認しうるために、援助は個別的事項を指定して行うことが適当である。米國も同様の交付方式をとっている。なお、援助に当たっては琉球政府の財政力についても十分考慮を払うことが適当である。  
(4) 沖縄の現状は各面の専門分野において技術や、経験に不足する点もあるので、援助は沖縄の消化能力をも考慮してよえらねると共に、援助が徒に依頼に助長し、自主性を失はせる結果を招かないよう配慮することも必要である。



(5) 政府の沖縄援助は、沖縄に対して我が国が潜在主権を有し、沖縄は我が国領土の一部であり、住民は日本国民であること、施政権返還の實現を期し、復帰の途の困難を少なくすること等の見地から行うものであるが、援助の具体的項目については、上記のと述べたように、民政府及び琉球政府の施策の重要事項の中から援助効果等を勘案して選択することが望ましく。

秘

Aug 24  
米日協定をめぐって

分担比率

一 ここに分担比率とは財政計画を遂行するに必要な資金源の日米の分担比率を意味する。エスカ側の五ヶ年計画に必要な資金量は総額約四億ドルであり、琉球政府は二億四千ドルを負擔し、米側はこれに一億二千ドルを援助し、日本政府は四千ドルの援助要請を予定している。六・三・一の比率である。この比率の適否を論ずるには、先づ四億ドルの資金を要する計画全体の適否が問題であらうし、次に琉球政府自体の負擔する二億四千ドルの適否が強い理由はなかりないことは当然である。しかし、この問題は他の箇所でも既に論じたので、ここでは財源不足額を日米で如何に分担するか、財源の不足分を日米でどういふ比率で援助するかを敢り上げる端的に云えば、例えばエスカ側が提案している三対一の比率が果して適当かどうかである。

二 この問題は施政権の問題と理論的にも政治的にも密接に関連する。米国の基本的

態度は昨年六月の老田・ケネディ共同声明及び本年三月のケネディ声明によっても明らかである。施政権は米國が完全に保有し、日本は潜在主権を有するのみであって、現定には米國が施政権を行使して沖縄住民の民生福祉や経済発展の促進に努力するに、日本は協力するにすぎない。日本は共同施政権者でもないし、施政権の一部例えば教育については日本に委ねるといふのであれば、この分担比率の問題もいさゝか趣を異にする点となるであらうか、上述のようは現実であるから、この比率を論ずることは理論的には無意味であらう。

三 日本側として沖縄に対する財政的援助の基本的方針を定めて、これによつて個々の事業や施設を遂行し、その積み上げによつて毎年度の援助総額がさまるといふ形式によるべきであらうと考ふる。その総額と米國側の援助の総額との比率がどうなるかはその結果にすぎない。

四 しかしながら、この問題は政治的に考へると必ずしも右のように単純に割りこめるべきを感してゐる。三対一の比率は決して偶然とは考へられぬ。又、米國側は、

和

日米の分担比率について、施政権者としての面子の点からも、日本側の援助の増大が直接間接日本の施政権への介入をひきおこすおそれがある点からも慎重に考慮して、  
ることは明らかである。昭和三十七年度の我が国の対沖縄援助に際して、米国側が援助項目について或る程度我が方の要望をいれながらも、総額一億円の線については歴  
く主として譲りなかつたことからも思半ばに過ぎるものがある。又日本の援助額反  
びその米側援助との比率は沖縄住民としては、日本側の沖縄援助へ対する熱意ひ、  
ては施政権返還、自治権拡大等なく沖縄問題に対する本土政府の熱意をばかる尺度の  
一つと見ることが、我が方が好むと好まざるにかかわらず当然のこととしなければな  
りないであろう。従つて、米国側が援助の大巾の増額を求めているとすれば、援助  
比率の問題を直接考へるにしても我が国としては相当の増額を検討する必要がある。

### 援助の項目

我国が如何なる項目(事業、施設等)について沖縄に援助するのか適当であるかといふ積極面と如何なる項目については援助するのは適当でないかといふ消極面とがあるが、ここでは後者について述べる。オ一に考えなければならぬのは施設権者はアメリカであるといふことである。従って、施設権者として最小限度当然の責任であると考えられるものについては我国は援助すべきでないと考ええる。この範疇に属するものとして立法、司法等の経営、行政のうち一般行政費的なもの、即ち、人件費や旅費、一般的に備品消耗品費、政府や出先機関の庁舎の建設費やその維持管理費等である。

ここで問題となるのは、我国の援助にかかる施設等の運営費についてユスカ及び琉球政府側から、一般財源の不足と理由に強き要望があることである。「卵を生みばなし」あとの面倒を見てくれない。」という不満である。例をば、今回のユスカ側の所謂四十五項目の要望には、水産練習船二隻(一隻は琉球政府建造、他の一隻は昭和三十七年

度予算で日本側援助)の毎年の運営費を日本側に要望している。しかし、このような運営費は当初当然に自己財源を予定してゐた筈であるのみならず、事の性質上かりも施設権を有する米側側の負担すべきであると考えられる。但し、同じ運営費でも日本政府が南米同胞援護会に補助金を交付して設立し、南米同胞援護会の所有にかかり、沖縄の政府以外の公的団体等(沖縄赤十字社、社会福祉協会、傷痍軍人会等)に経営を委託してゐるものについては、この種の事業の性格、団体の財政状態等を勘案して運営費を考慮してしかるべきものと考える。

次に米軍駐留に直接間接利益を享受する性質の援助、或は米軍駐留のために特に必要となつたり、増額となつた行政に対する援助は当然避けるべきであらう。公衆衛生のうち、或る部分や公安関係の経営、又一部に伝へられるよう、西表に米軍が軍港を計画してゐるものとすればその関係に我国が援助することは慎重に考慮する必要がある。又、電力、水道等も米軍との関係と充分検討した上で援助を考慮すべきであらう。オ三に、援助は米側との重複は、原則として避けるべきであらう。

道路港湾治山治水、校舎、試験場等や社会保険の制度や施設等について日米の援助の分野を明確にして、一つの事業一つの施設について援助が重複していることは援助の効果の面からも計画や執行の面からも望ましくないことではなかりである。

## 援助の方式

1. ここに援助の方式とは、我が国が内地に援助を与える場合に我が国の補助金制度のように個々の事業なり施設なりを特定していわゆるひも付きの援助を与えるか、或いは、我が国の交付税制度のように一定の基準による計算に基づくとしても、その使用については琉球政府に自主性を認める包括的な援助を与えるか、或いは、この両者を併用するかの問題である。言うまでもなく我が国においてはこの両者が相互に密接な関係を持ちつゝ併用され、しかも種々の法律によつて各都道府県市町村は全国的に一定の行政水準の確保が要求され、その財源の保障として交付税制度が運用されている。

2. ひるがえつて内地の現状を見るに、各種の行政制度は本土のそれにならつていて、しかも必ずしも同一ではなく、又その運用に当る琉球政府の行政能力は本土に比ぶかなり劣つてゐることは認めざるを得ない。又日本政府の地方公共団体に対する監督権が琉球政府に及ばないことはいうまでもないのみならず、スカは琉球政府に対しては殆んど全

面的な指揮権、監督権をもつてゐる。これらの差を勘案するとき、現在の段階においてもし、包括的な援助金が考えられるとすればそれはむしろ施政権者<sup>地方</sup>本国側にこそ求めるべきであつて、<sup>地方</sup>本国側すら一々使途を厳格に指定した援助金を交付している現状では、日本側が交付することは尚早といわなければならない。

3. 包括的な援助方式は適当でないとしても、個々の橋梁、個々の道路、個々の校舎といふよつにかんじがらぬに規定して全く琉球政府の自主性を認めないことは適当でない。

橋梁建設費、都市計画費、教育施設整備費程度の項目で特定し、実施に当つてはその範囲内で現地の実情や事情の変更に対処して日本琉球で協議して決定するのが適当であると考えられる。4. 琉球政府は一般財源の不足を理由に、対応費を要する援助を下さる限り避けてほしい旨を強く主張している。対応費の意味は必ずしも明確ではないが、もしこの対応費が施設等を援助した場合の運営費の意味であるならば前述のように否定的に考えざるをえないであらう。たゞこの対応費なるものが地元負担を意味するのであるならば、原則的にその主張を認めるべきであらう。例へば水産練習船を援助する場合に、本土の例になら

つてこの補助で流球政府がききと負担しなければならぬということでは、一般財源に  
乏しく、財源調整制度たる交付税制度も起債制度もない流球政府には過重な負担となるか  
らである。

包括的財源調整の制度はとらず、原則として十割補助とし、運営費はみないというのが現  
状から見て最も適当と考えらる。



議 報 告 (案)

Sept. 1962

沖繩は天然の資源に乏しく、毎年数回の台風を受ける地理的環境におかれ而も世界で最も高い密度の人口を擁している。そのうえ終戦に際しては、激甚な戦災を蒙ったが、近年住民の生活は相当向上している。

然しオ三次産業部内の発展に較べオ一次産業部内は停滞気味で農林漁民は貧しい状態にある。沖繩経済の貿易依存度は戦前から高かったが現状も同様であり、商岳の輸出入の差一億ドル以上は、米軍の消費、軍用材料、米國援助、日本からの送金等によって埋合されている。輸出品の大半は砂糖及び、イナツフルで、その全部が本土に向けられている。沖繩経済は、米軍基地収入及び日本本土の貿易上の特恵措置に依存している。

琉球政府及び市町村財政は年々増大しているが、現在の規模は、本土に較べて小さい行政上の諸制度、施設、事業等の現状は、本土に比較して相当の遜色を免れない。

米民政府は沖繩開発五ヶ年計画草案を検討していた。その計画草案の概要は一九六一

年度を基準として一九六八年度までに、沖繩住民の一人当所得を約二倍（四九一ドル）にすること。国民総生産を毎年一三、九%伸ばすこと等を主要指標としており、

一九六四年度から六八年度までの五年間に一三部門の四項目に亘り、約四億ドルに上る財政支出を計画するものと推測され、且つこの計画実施のための資金不足額は一億六千万ドルに達するものとみられる。従って本案実施のため、米國はファイリス法を改正し、改正後の限度額（二十五百万ドル）近くまでの援助を必要とすることとなるものと推測される。シマラウエ工入高等弁務官は、政府調査団に対し立案中のこの五年計画に關し日本政府が四五項目について、五年間に約四千万ドル（毎年度平均三、〇〇〇萬円）の援助を与える案を示唆した。

米民政府五年計画は草案にすぎないが沖繩の実情等に照して

一九六八年度に於ける住民一人当りの所得四九一ドルは、かなり高い目標である。

計画期間中の毎年度経済成長率一三、九%も高い。

然し従来、琉球政府及び市町村の財政規模が小さく、そのため行政上の諸制度、施



施設事業が中心であり、特に甚大の戦災を蒙つた後の復興事業を要する点  
等と考慮すれば、今後の沖縄復興計画に於て琉球政府、市町村（含）の戦災規模は相  
当な点としたものとする必要があり、沖縄の経済力から見て援助増額を要する。

6. 今回の政府調査用の調査した範囲では、民政府及び琉球政府が今後重点の点と置  
き、あつて施策を進めることと望ましく、と考へられる。

2. 技術向上

6. 教育

3. 社会保障

2. 経済開発及び国土保全

1. 市町村行政の充実

各省所管別に上記に添う項目と示せば次のとおりである。

(総理府関係)

1. 各分野における専門的技術、智識、経験の向上。

2. 政府関係職員に対する全面的な退職年金制度の実施。

(文部省関係)

1. 学校施設等の整備

2. 学校の設備、教材及び経費的教育費の充実

3. 教員の資質の向上

4. 大学及び高等学校の内容の充実

5. 教育の機会均等の促進

(厚生省関係)

1. 厚生関係専門家の充実

2. 厚生関係施設等の整備拡充

- 3 疾病予防対策の強化
- 4 福祉三法の実施内容の改善
- 5 医療保険の実施

(農 林 省 関 係)

- 1 成長部門の明確化と施策の重点化
- 2 試験研究機関の整備と模範農場の強化
- 3 技術者の賃金向上
- 4 土地改良事業等土地基盤整備の推進
- 5 パイロット郡落等の設置等農業振興
- 6 家畜の増殖家畜衛生の強化等畜産振興
- 7 農林漁業金融の拡充
- 8 沖合及び遠洋漁業振興のための漁港整備等の施策の強化
- 9 造林事業及び保安林整備等森林開発の推進

- 10 治山及び耕地護岸に関する施策の強化

(通 産 省 関 係)

- 1 技術指導体制の強化
- 2 中小企業金融の強化拡充
- 3 工業立地条件の改善

(運 輸 省 関 係)

- 1 港湾施設の整備
- 2 航路探検の整備
- 3 運搬船の整備 充実
- 4 気象観測所の整備

(建 設 省 関 係)

- 1 道路施設の重点化
- 2 治山 治水及び海岸護岸の総合的且つ効果的実施

- 3 都市計画の促進
  - 4 住宅及び福祉の供給
  - 5 土地調査の促進
  - 6 建設行政機構の強化
  - 7 公共施設の管理区分の明確化
- (自治・省・国・係)
- 市町村行財政の充実

日本の今後援助に付いては、次のとおり考えられる。

- (甲) 日本の援助は、中絶の現在の法的地位、中絶に関する日米間の現状等から見て、
  - (イ) 毎年度国内法令と予算の許す範囲のものとして扱ふこと。毎年度この援助は、どこか、計画性をもつよう日米両国で話し合うこと。
  - (ロ) 援助の要否を定め、それに基づいて援助分野、項目を決定し、毎年は米荒の合意年毎の援助額を定めること。米国自体の施政権者として当然行へる施政の分野や、米国の利益に帰するものな分野については、援助をなし控へること。
  - (ハ) 援助の効果を確保し、それと正確に合うためには、援助は、個別的に事項を指定して行ふこと。
  - (ニ) 中絶の現状は、各 面の専門分野において技術や経験不足する点があるため、援助は、中絶の消化能力をもたず、考慮してみられることより、援助が従って、依頼者と助長し、自主性も失わせる結果を招かぬよう注意すること。
- 等が望ましい。

(2) 政府の沖縄援助は、沖縄に対して我々が潜在主権を有し、沖縄は我々領土の一部であり、住民は日本国民であること、施政権迅速の實現を期し、復帰の際の困難を克服すること等の見地から行つものであるが、援助の具体的項目については、上記の通り、速に日本政府及び琉球政府の施策の重要事項の中より援助効果等を効果的に遂行することを目指す。